

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【公表番号】特表2008-535304(P2008-535304A)
 【公表日】平成20年8月28日(2008.8.28)
 【年通号数】公開・登録公報2008-034
 【出願番号】特願2008-502525(P2008-502525)
 【国際特許分類】

H 0 4 L 12/66 (2006.01)

G 0 6 F 13/00 (2006.01)

【 F I 】

H 0 4 L 12/66 B

G 0 6 F 13/00 3 5 1 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年12月17日(2008.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

データ通信ネットワークに対する攻撃を検出するための方法であって、

発信側ユーザ・システム(420)にアドレスされたリターン・メッセージ(511)を監視するステップ(610)と、

指定された性質のリターン・メッセージ(511)を識別するステップ(620)と、

同じ発信側ユーザ・システム(420)からの以降のメッセージを侵入検出センサ(160)に一時的にルーティングするステップ(630)と、

を含む、方法。

【請求項2】

前記侵入検出センサ(160)が、前記発信側ユーザ・システム(420)にローカルに構成されるように選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記侵入検出センサ(160)が前記発信側ユーザ・システム(420)とのやり取りを偽装するステップを更に含む、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

前記リターン・メッセージ(511)が、前記発信側ユーザ・システム(420)が宛先アドレスに送信したメッセージ(501)に関連し、前記一時的にルーティングするステップ(630)が、前記発信側ユーザ・システム(420)から前記宛先アドレスへの以降のメッセージ全てに適用される、請求項1から3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

前記リターン・メッセージ(511)の前記指定された性質が、宛先アドレスがアクセス不可能であることを示すように選択される、請求項1から4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

前記リターン・メッセージ(511)の前記指定された性質が、接続の失敗を示すインターネット制御メッセージ・プロトコルのメッセージを含むように選択される、請求項1から5のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 7】

前記一時的なルーティング(630)が所定の時間期間だけ適用される、請求項1から6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 8】

所定の閾値を超えた数の指定された性質のリターン・メッセージ(511)が発信側ユーザ・システム(420)にアドレスされていると識別された場合に、前記一時的なルーティング(630)をトリガするステップを更に含む、請求項1から7のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 9】

データ通信ネットワークに対する攻撃を検出するための装置であって、

ルータ(430)であって、前記ルータ(430)にローカルな発信側ユーザ・システム(420)にアドレスされたリターン・メッセージ(511)を監視するための機構(460)を含む、ルータ(430)と、

侵入検出センサ(160)と、

を含み、前記機構(460)が、

指定された性質のリターン・メッセージ(511)を識別するためのメッセージ・チェッカと、

前記発信側ユーザ・システム(420)からの以降のメッセージを前記侵入検出センサ(160)に一時的にルーティングするためのリルータと、

を含む、装置。

【請求項 10】

前記侵入検出センサ(160)が前記ルータ(430)にローカルである、請求項9に記載の装置。

【請求項 11】

前記侵入検出センサ(160)が前記発信側ユーザ・システム(420)とのやり取りを偽装するように設計されている、請求項9または10に記載の装置。

【請求項 12】

前記侵入検出センサ(160)が、各々がサービスを偽装する複数の仮想センサ(310~315)を有する仮想化インフラストラクチャを含む、請求項11に記載の装置。

【請求項 13】

前記リターン・メッセージ(511)が、前記発信側ユーザ・システム(420)が宛先アドレスに送信したメッセージ(500)に関連し、前記リルータが、前記発信側ユーザ・システム(420)から前記宛先アドレスへの以降のメッセージ全てについて動作する、請求項9から12のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 14】

前記リターン・メッセージ(511)の前記指定された性質が、宛先アドレスがアクセス不可能であることを示す、請求項9から13のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 15】

前記リターン・メッセージ(511)の前記指定された性質が、接続の失敗を示すインターネット制御メッセージ・プロトコルのメッセージである、請求項9から14のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 16】

前記リルータが所定の時間期間だけアクティブである、請求項9から15のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 17】

前記リルータが、発信側ユーザ・システム(420)にアドレスされていると識別された指定された性質のリターン・メッセージ(511)が所定の閾値を超えたか否かを判定するための判定装置を含む、請求項9から16のいずれか1項に記載の装置。

【請求項 18】

ルータ(430)であって、

前記ルータ(430)にローカルな発信側ユーザ・システム(420)にアドレスされたリターン・メッセージ(511)を監視するための機構(460)と、

指定された性質のリターン・メッセージ(511)を識別するためのメッセージ・チェッカと、

前記発信側ユーザ・システム(420)からの以降のメッセージを侵入検出センサ(160)に一時的にルーティングするためのリルータと、
を含む、ルータ(430)。

【請求項19】

データ通信システムであって、

ネットワークにおける複数のデータ処理システムと、

前記データ処理システムへのメッセージおよび前記データ処理システムからのメッセージをルーティングするための、前記データ処理システムにローカルなルータ(430)であって、前記ルータ(430)にローカルな前記データ処理システムの1つの形態の発信側ユーザ・システム(420)にアドレスされたリターン・メッセージ(511)を監視するための機構(460)を含む、ルータ(430)と、

侵入検出センサ(160)と、

を含み、前記機構(460)が、

指定された性質のリターン・メッセージ(511)を識別するためのメッセージ・チェッカと、

前記発信側ユーザ・システム(420)からの以降のメッセージを前記侵入検出センサ(160)に一時的にルーティングするためのリルータと、

を含む、データ通信システム。

【請求項20】

請求項1乃至8のいずれか1項に記載の方法の各ステップをデータ処理システムに実行させるためのコンピュータ・プログラム。

【請求項21】

発信側ユーザ・システム(420)からの侵入に対する装備をクライアント・システムに備える方法であって、

侵入検出センサ(160)をルータ(430)に接続するステップと、

前記ルータ(430)に、

前記発信側ユーザ・システム(420)にアドレスされたリターン・メッセージ(511)を監視し(610)、

指定された性質のリターン・メッセージ(511)を識別し(620)、

同じ発信側ユーザ・システム(420)からの以降のメッセージを一時的に前記侵入検出センサ(160)にルーティングする(630)機能を与える、ステップと、
を含む、方法。